

農林水産大臣 殿

平成 年 第 月 号 日

県（都府）農業共済組合連合会
会長理事 印

平成 年産 畑作物共済損害通知書（第 回速報）
（蚕 繭）

畑作物共済再保険区分				共済目的の種類等						(月 日現在)	
被害程度別	7 割以上	7 割未満 5 割以上		5 割未満 2 割超過		掃立不能	計	2 割以下		合 計	
被害桑園面積	a	a		a			a	a		a	
被 害 箱 数	箱	箱		箱		箱	箱	箱		箱	
基 準 収 繭 量	kg	kg		kg		kg	kg	kg		kg	
減 収 量	kg	kg		kg		kg	kg				
共 済 減 収 量				被 害 戸 数		共済金支払見込額				千円	
kg		2 割超過		2 割以下		合 計		保険金支払見込額		千円	
		実 戸		実 戸		実 戸		再保険金支払見込額		千円	
災 害 の 種 類	蚕 児						桑 葉				
発 生 月 日											
終 了 月 日											
被 害 地 区 名											
災 害 の 状 況											

(A 4 判 横)

- (注意) 1 被害発生の都度、組合等からの報告を基礎として災害概況を取りまとめて報告すること。
- 2 被害程度別の「被害桑葉面積」、「被害箱数」、「基準収繭量」及び「減収量」は現在時において既に損害通知書で通知済みの被害を含めて記入するものとするが通知済みの被害については通知後における被害の回復状況を勘案したものによること。記入数値は小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数値とすること。
- 3 小蚕期別共済を実施している組合等がある場合の被害戸数は、小蚕期区分ごとの戸数を延べ集計することなく実戸数を記入すること。
- 4 「共済金支払見込額」及び「保険金支払見込額」は、組合等から提出された損害通知書のそれを集計して記入すること。
- 5 「災害の種類」欄には、軟化病、硬化病、凍霜害、潮風害等と具体的に記入すること。
- 6 「災害地区名」欄には、旧市町村名又は大字名等を具体的に記入すること。
- 7 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、災害による損傷状況等及び災害発生後における損害防止の概況を記載すること。

平成 年産 蚕繭の出荷数量等調査票

[illegible]

- (注意) 1 「地区名」欄から「基準収蒔量」欄までは「損害評価野帳」(様式例第26号の2及び3)又は「畑作物共済損害評価取りまとめ表」(様式例第31号)から転記する。
- 2 「主要災害名」は、現地調査又は組合員等聴取調査の際に聞き取ったものを記入する。
- 3 「蒔売買取扱業者提示数量」欄は、農業協同組合、製糸業者等から提示された資料に基づき、また、「組合員等聴取調査数量」欄は、必要に応じて蒔出荷伝票等により組合員等から聴取りした結果に基づき記入する。
- 4 「連合会調査収蒔量」欄は、「蒔売買取扱業者提示数量」欄と「組合員等聴取調査」欄の数量を比較し、いずれか多い方の数量を記入する。
- 5 「共済箱数」は、小数点以下第2位まで、「蒔売買取扱業者提示数量」、「組合員等聴取調査数量」及び「連合会調査収蒔量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

平成 年産 蚕繭の出荷数量等調査成績検討経過表

共済目的の種類等		小蚕期区分		県（都府）農業共済組合連合会			
組合等名	組合等当初評価高 2割超過被害 (除買桑、分割前)		基準収繭量 (除買桑、分割前)	組合等当初評価 高共済減収量 (除買桑、分割前)	繭売買取扱業者 提示数量 又は組合員等 聴取調査 結果数量 ③	連合会当初評価高 共済減収量 (除買桑、分割前)	備 考
	戸 数	箱 数	①	②	④	④	
	戸	箱 (.)	kg	kg	(.) kg	kg	
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
		(.)			(.)		
合 計		(.)			(.)		

- (注意) 1 連合会が、出荷数量等の調査を行ったときに、2割超過被害（除買桑、分割前）の全戸について本表に取りまとめ、「連合会当初評価高報告書」（様式第36号）に添付すること。
- 2 一部の組合等が小蚕期別共済を実施している連合会にあっては、小蚕期別共済を実施していない組合等につき別に作成すること（「小蚕期別区分」欄には「指定なし」と記入）。
- 3 「組合等当初評価高」は、当該組合等の当初評価高報告書から転記するが「箱数」欄の（ ）内には、収繭皆無又は掃立不能に該当する組合員等に係る共済箱数の合計値を内訳として記入すること。
- 4 「基準収繭量」欄は、組合等ごとに2割超過被害（除買桑、分割前）の全戸について基準収繭量を記入すること。
- 5 「組合等当初評価高共済減収量」及び「連合会当初評価高共済減収量」は組合員等ごとの数値を積み上げること。
- 6 「繭売買取扱業者提示数量」欄は、掃立不能に該当する組合員等の場合は当該組合員等の基準収繭量の100分の40に相当する数量を記入し、（ ）内にはその掃立不能に係る数量を内訳として記入すること。
- 7 「箱数」は小数点以下第2位まで、「繭売買取扱業者提示数量」又は「組合員等聴取調査結果数量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

平成 年産 畑作物共済連合会当初評価高報告書（定期報告）
(蚕 繭)

農林水産大臣

殿

平成 年産畑作物共済の連合会当初評価高について、下記のとおり決定したので報告します。
併せて、損害高の認定を申請します。

第 号
平成 年 月 日
県（都府）農業共済組合連合会
会長理事 印

畑作物共済再保険区分				共済目的の種類等								
引受戸数		基準収繭量		共済箱数		保険金額		通常標準被害額		共済金支払見込額		
実 戸		kg		. 箱		円		円		円		
組合等当初評価高	被害程度別		収繭皆無		2割超過 10割未満		掃立不能		計		2割以下	
	被害箱数等										合 計	
	被 害 箱 数		除買桑 . 箱		. 箱		. 箱		. 箱		. 箱	
			含買桑 .		.		.		.		.	
	基準収繭量		除買桑 kg		kg		kg		kg		kg	
	収 繭 量		除買桑 .		.		.		.		.	
	減 収 量		除買桑 .		.		.		.		.	
			含買桑 .		.		.		.		.	
	共済減収量		除買桑								2割超過 被害戸数	
			含買桑								実 戸	
	分割評価による修正後		被害箱数		含買桑 . 箱		. 箱		. 箱		. 箱	
			共 済 減 収 量		含買桑 kg		kg		kg		kg	
連合会当初評価高	被 害 箱 数		除買桑 . 箱		. 箱		. 箱		. 箱		. 箱	
			含買桑 .		.		.		.		.	
	基準収繭量		除買桑 kg		kg		kg		kg		kg	
	収 繭 量		除買桑 .		.		.		.		.	
	減 収 量		除買桑 .		.		.		.		.	
			含買桑 .		.		.		.		.	
	共済減収量		除買桑								2割以下	
			含買桑								kg	
	分割評価による修正後		被害箱数		含買桑 . 箱		. 箱		. 箱		. 箱	
			共 済 減 収 量		含買桑 kg		kg		kg		kg	
											分割修正後 実 戸	
											合 計	
災 害 の 種 類				蚕		児		桑		葉		
災害の種類別減収量		kg		kg		kg		kg		kg		
被 害 地 区 名												
災 害 の 状 況												

- (注意)
- 1 この報告書は、畑作物共済再保険区分ごとに作成すること。
 - 2 この報告書には、通常災害の場合においては、「蚕繭の出荷数量等調査成績検討経過表」(様式第35号の2)又は「連合会抜取調査成績検討経過表(蚕繭)」(現地調査要領様式6号)を添付し、異常災害の場合においては、併せて「市町村別養蚕業務統計」(様式第37号の1)及び「蚕繭の組合等別組合員等別取りまとめ表」(様式第37号の2)を添付すること。
 - 3 損害高について農林水産大臣の認定を必要としない場合には、「併せて、損害高の認定を申請します。」を2本線等により消すこと。
 - 4 「共済金支払見込額」等の金額は、分割評価による修正後の含買桑による金額を算出して記入すること。
 - 5 「組合等当初評価高」欄は、「組合等当初評価高報告書」(様式第30号の1)を集計して記入すること。
 - 6 小蚕期別共済を実施している組合等が存する連合会にあっては、「2割超過被害戸数」は小蚕期区分ごとの戸数を延べ集計することなく実戸数を記入すること。ただし、連合会当初評価高における除買桑の被害戸数は延戸数も記入すること。
 - 7 被害箱数等の「除買桑」の「2割以下」欄には、「除買桑」では2割以下被害であるが、「含買桑」では2割超過被害となる組合員等について記入すること。
 - 8 「分割評価による修正後」の「被害箱数」の「2割以下」欄には、分割評価によって共済金支払対象外となった組合員等について記入すること。
 - 9 分割評価による修正前において「収繭皆無」として区分した組合員等が、分割評価の対象となったものの共済金の支払対象となる場合については「分割評価による修正後」においても「収繭皆無」として区分すること。
 - 10 買桑量の「2割超過」欄には、「除買桑」で2割超過被害となる組合員等の買桑量の合計を、「2割以下」欄には、「除買桑」では2割以下被害であるが「含買桑」では2割超過被害となる組合員等の買桑量の合計を記入すること。
 - 11 分割評価の「対象戸数」欄には、被害割合(含買桑、分割前)が2割超過となる組合員等のうち分割評価の対象となった組合員等数を記入し、「対象共済箱数」及び「分割減収量」欄は、当該組合員等に係る数値を記入すること。
 - 12 「災害の種類」欄は、軟化病、硬化病、凍霜害、潮風害等と具体的に記入すること。
 - 13 「災害の種類別減収量」は、減収量(含買桑)が2割超過となった組合等の災害の種類別減収量の合計を記入すること。なお、2以上の災害を被った組合員等については、それらの災害による減収量の合計を被害割合の最も大きい災害の欄にまとめて記入すること。
 - 14 「災害の状況」欄には、災害の発生経過、災害によって生じた蚕児の被害状況、桑葉の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
 - 15 「被害地区名」欄には、旧市町村名又は大字名等を具体的に記入すること。
 - 16 「被害箱数」及び「分割対象箱数」は小数点以下第2位まで、「収繭量」、「減収量」、「分割減収量」は小数点以下第1位まで、「基準収繭量」、「共済減収量」及びその他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。
 - 17 この報告書は、第1章第5節第3の3の(2)に定める期日までに農林水産省に提出すること。

平成 年産 ○○蚕繭に係る市町村別養蚕業務統計

県（都府）農業共済組合連合会

市町村名	掃立箱数 ①	掃立減少箱数 ②	③＝①＋②	上繭収繭量 ④	箱当たり収繭量 ④／③	養蚕戸数	備 考
	箱	箱	箱	kg	kg	戸	
計							

(A 4 判 横)

- (注意) 1 本表は、県（都府）等関係機関の協力により、共済目的の種類等ごとに作成すること。
- 2 「掃立減少箱数」は、原因が桑葉の被害によるもののみとすること。
- 3 「養蚕戸数」は、飼育戸数に掃立減少に伴い飼育を中止した戸数を加えること。
- 4 「掃立箱数」及び「掃立減少箱数」について、蚕種 2 万粒を 1 箱として換算したものとする。
- 5 「掃立箱数」及び「掃立減少箱数」は小数点以下第 2 位まで、「養蚕戸数」は整数、その他の事項の数値は少数点以下第 1 位まで記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。
- 6 市町村の区域と特定組合以外の組合等の区域が一致しない場合には「備考」欄に特定組合以外の組合等の区域を明示すること。
- 7 特定組合においては、「県（都府）農業共済組合連合会」とあるのを「県（都府）農業共済組合」とすること。

平成 年産 蚕繭の組合等別組合員等別取りまとめ表（A）
(組合等が収繭期の損害評価を出荷数量等調査によって行う場合)

共済目的の種類等		小蚕期区分		県（都府）農業共済組合連合会			
組合等名	組合員等名	共済箱数	基準 収 繭 量 (A)	繭売買業者 提示数量 (B)	組合員等 聴取収繭量 (C)	連合会当初評価高 共 済 減 収 量 (除買桑、分割前) ((A)－(B))又は (C)の多い方 －(A)×0.2	備 考
		. 箱	kg	. kg	. kg	kg	
		.		.	.		
		.		.	.		
		.		.	.		

- (注意) 1 各項目について組合等ごとに小計を求め、最後に合計を記入すること。
2 一部の組合等又は組合等の一部地域が小蚕期別共済を実施している連合会にあっては、小蚕期別共済を実施していない組合等又は組合等の一部地域につき別に作成すること（「小蚕期別区分」欄には「指定なし」と記入）。
3 「繭売買取扱業者提示数量」欄及び「組合員等聴取収繭量」欄は、掃立不能に該当する組合員等については、当該組合員等の基準収繭量の100分の40に相当する数値を記入すること。
4 「備考」欄には、掃立不能又は買桑に該当する組合員等の場合、「掃立不能」又は「買桑」と記入すること。
5 「除買桑」（分割前）では2割以下被害であるものの、「含買桑」では2割超過被害となる組合員等についても記入すること。この場合、「連合会当初評価高共済減収量」欄は、「0」と記入する。
6 「共済箱数」は小数点以下第2位まで、「繭売買取扱業者提示数量」及び「組合員等聴取収繭量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

平成 年産 蚕繭の組合等別組合員等別取りまとめ表（B）
(組合等が収繭期の損害評価を実測又は検見による調査によって行う場合)

共済目的の種類等		小蚕期区分		県（都府）農業共済組合連合会		
組合等名	組合員等名	共済箱数	基準 収 繭 量 (A)	連合会当初評価高 に係る収繭量 (除買桑、分割前) (B)	連合会当初評価高 共 済 減 収 量 (除買桑、分割前) ((A)－(B)) －(A)×0.2	備 考
		. 箱	kg	. kg	kg	
		.		.		
		.		.		
		.		.		

- (注意) 1 各項目について組合等ごとに小計を求め、最後に合計を記入すること。
2 一部の組合等又は組合等の一部地域が小蚕期別共済を実施している連合会にあっては、小蚕期別共済を実施していない組合等又は組合等の一部地域につき別に作成すること（「小蚕期別区分」欄には「指定なし」と記入）。
3 「連合会当初評価高に係る収繭量」欄は、掃立不能に該当する組合員等については、当該組合員等の基準収繭量の100分の40に相当する数値を記入すること。
4 「備考」欄には、掃立不能又は買桑に該当する組合員等の場合、「掃立不能」又は「買桑」と記入すること。
5 「除買桑」（分割前）では2割以下被害であるものの、「含買桑」では2割超過被害となる組合員等についても記入すること。この場合、「連合会当初評価高共済減収量」欄は、「0」と記入する。
6 「共済箱数」は小数点以下第2位まで、「連合会当初評価高に係る収繭量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

平成 年産 畑作物共済損害評価書
(蚕 繭)

平成 年 月 日
県（都府）農業共済組合連合会

畑作物共済再保険区分				共済目的の種類等		引受組合等数			被害組合等数						
項目	単位当 たり共 済金額	引 戸 数	共 箱 数	基 準 収 繭 量	共済金額	共済金支払対象			支 払 共済金	支 払 保険金	平均被害割合				
						被 害 戸 数	被 害 箱 数	共 済 減 収 量			戸 数	箱 数	金 額		
〇〇蚕繭	合計	実戸	. 箱	kg	kg	実戸	. 箱	kg	円	円	%	%	%		
							.		保 険 割 合 別		共済金支払対象				
							.				戸数	箱数	共済減収量	支払共済金	支払保険金
							.								
							.								
											90%	戸	箱	%	円
									80%						
〇〇蚕期	小計		.				.				平均被害割合				
							.		戸数		箱数	金額			
							.		%		%	%			
							.								
〇〇蚕期	小計		.				.				平均被害割合				
							.		戸数		箱数	金額			
							.		%		%	%			
							.								
指定なし	小計		.				.				平均被害割合				
							.		戸数		箱数	金額			
							.		%		%	%			
							.								

(A4判 横)

- (注意) 1 小蚕期別共済を実施している組合等の存する連合会にあっては、「〇〇蚕繭」欄に小蚕期別共済を実施している組合等の数値と実施していない組合等の合計数値を記入すること。
- 2 小蚕期別共済を実施している組合等の存しない連合会にあっては、「〇〇蚕繭」欄に記入すること。
- 3 「共済金支払対象」の「被害戸数」は、小蚕期区分ごとの戸数を延べ集計することなく実戸数を記入すること。
- 4 「支払保険金」は、組合等に支払う保険金の合計額を記入すること。
- 5 「平均被害割合」は、戸数＝被害戸数／引受戸数、箱数＝被害箱数／共済箱数、金額＝支払共済金／共済金額により算出し、パーセントを単位とし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとする。